

## 栗山町条例第10号

### 栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成18年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 議会は、正副議長の選出に当たり、本会議においてそれぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。